

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する県の意見を同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

塩竈ファッションモール

塩竈市牛生町20-2 外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

三 県の意見

- 1 出入口について、来客車両の右折による入出庫を伴う計画としているが、当該出入口の面する県道仙台塩釜線は交通量が多く、交通混雑など周辺道路へ悪影響を及ぼすことが懸念される。そのため、出入口における右折入出庫について、周辺の交通状況に与える影響を再検証し、必要に応じて適切な措置を講じること。
- 2 出入口の正面に駐車区画があるため、円滑な入庫が阻害される恐れがあり、公道に入庫待ち行列が発生するなどの影響が懸念されることから、駐車区画を変更するなどして駐車待ちスペースを確保すること。
- 3 出入口や駐車場内において、車路のセンターラインや歩行者通路などの路面表示を適切に行い、入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の導線を分離し、円滑な出入庫や駐車を可能とする措置を講じること。
- 4 夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測・評価において、予測結果が騒音規制法における夜間の規制基準値を超過していることから、適切な騒音防止対策を講じること。

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所

五 縦覧期間

平成17年12月27日から平成18年1月27日まで（ただし、閉庁日を除く。）